第九一回

参第七号

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(案)

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の三第一項中「寮母」を「寄宿舎教諭」に改め、同条第二項を次のように 改める。

寄宿舎教諭は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の教育及びこれに必要な世話を 行う。

第七十三条の三に次の三項を加える。

寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎助教諭を置くことができる。

寄宿舎助教諭は、寄宿舎教諭の職務を助ける。

特別の事情があるときは、第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭に代えて寄宿舎助教諭を置くことができる。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「養護助教諭」の下に「、寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。

第三条第三項中「及び養護助教諭」を「、養護助教諭、寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 寄宿舎教諭免許状

第四条第三項中「普通免許状」の下に「(寄宿舎教諭免許状を除く。)」を加え、同条第四項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 寄宿舎助教諭免許状

第五条第一項中「若しくは第二」を「、第二若しくは第二の二」に改める。

第六条第二項中「又は第七」を「、第六の二、第七又は第八」に改める。

附則第十五項中「次項」の下に「及び第十七項」を加える。

附則に次の一項を加える。

17 第五条第一項別表第二の二の大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭 養成所を含むものとする。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同表備考第一号の二及び 第一号の三中「別表第二」の下に「及び別表第二の二」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第五条関係)

所要資格					大学における最低習得単位数			
別女貝馆	基	礎	資	格	専	門	科	目
免許状の種類	至	1)疋	貝	伯	特殊教育	官に関するも	教職に関す	るも
元 計1人の作業					の		の	
寄宿舎教諭免許	大学に二	年以上	在学し	、六十二				
	単位(内	二単化	立は、	体育とす		六		六
1/	る。)以	上を習	得する	こと。				

備考 この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関及び養護教諭養成 機関を含むものとする。

別表第三備考第一号中「第七」を「第八」に改め、同表備考第二号中「及び第七」を「から第八まで」に改め、同表備考第三号中「第七」を「第八」に改め、同表備考第六号中「から第七まで」を「、第六及び第七」に改める。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第六の二 (第六条関係)

第一	欄	第		欄	第	Ξ	欄	第	四	欄
所要 受けよう とする免許 の種類	要資格	基	碰	資格	を取得し 教諭とし 務した旨	たのち、 て良好が の所轄/ とを必	る基礎資格 寄宿倉町 お成績で動 すの証する最	資格を 大学に	に規定す 取得した おいて修 必要とす	:のち、 発する
寄宿舎教諭状	う免許			教諭免 するこ			四			=0

備考 この表により寄宿舎教諭免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる 最低在職年数を超える在職年数があるときは、その超える在職年数一年につき 三単位を、十二単位を限度として、第四欄に掲げる最低単位数から差し引くも のとする。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第六条関係)

第一欄	第二欄	第 三 欄	第四欄
所要資格 受けよう とする 免許状の種類	有することを必要とす る免許状の種類	第二欄に掲げる名名ち、 特に掲げるの 大を収入る でででする ででする ででする ででする ででする ででいる ででいる でのいる にている でのいる にている	第二欄に掲げる各 免許状を取得した のちので得けると のを得まる最低単 位数
寄宿舎教諭免許状	イ 小学校、中学校、 高等学校若しくは幼 稚園の教諭の普通免 許状又は養護教諭の 普通免許状で口に掲 げるもの以外のもの		

ロー養護教諭の普通免		
許状で別表第二の二		
級普通免許状口、ハ	_	m
又は二の項に掲げる	_	一四
基礎資格に基づき授		
与されるもの		

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行の際、現に盲学校、聾学校又は養護学校の寮母である者は、この法律 の施行の日に、改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第三条第一項の規定 にかかわらず、当該学校の寄宿舎助教諭となり、同日から起算して十五年を経過する日 までの間は、文部省令の定めるところにより、引き続きその職務を行うことができる。
- 3 当分の間は、改正後の学校教育法第七十三条の三第一項及び第五項の規定にかかわらず、前項の寄宿舎助教諭をもつて、寄宿舎教諭に代えることができる。
- 4 第二項の規定により寄宿舎助教諭である者に対して教育職員検定により寄宿舎教諭免許状を授与する場合における実務及び学力の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 受けようとする 免許状の種類	基礎資格	第二欄に規定するのは得いでは、 第二欄に規令の では できまるのの を できまるのの を できまるのの を できまるのの を できまる できまる は いっぱい できる できまる は のいます できまる しゅう できまる しゅう しゅう しゅう しゅう できまる しゅう	第二欄に規定する 基礎資格大学によいて習得ままでの いて習得する最低 単位数
	イ 大学に二年以上在 学し、六十二単位(内 二単位は、体育とす る。)以上を習得する こと又は文部大臣がこ れと同等以上と認める 資格を有すること。	Ξ	
寄宿舎教諭免許状	ロ 高等学校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	Д	-0
	ハ 六年以上盲学校、 ろう 聾学校又は養護学校 において寮母又は寄宿 舎助教諭として良好な 成績で勤務した旨の所 轄庁の証明を有すること。	III	-0

備考

- 一 新法別表第一備考第一号並びに同法別表第三備考第一号及び第三号の規定は、 この表の場合について準用する。
- 二 この表第二欄中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関及び養護教諭 養成機関並びに旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)によ る国立養護教諭養成所を含むものとする。
- 三 この表により寄宿舎教諭免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる 最低在職年数を超える在職年数があるときは、その超える在職年数一年につき 三単位を、六単位を限度として、第四欄に掲げる最低単位数から差し引くもの とする。
- 5 前項の表八の項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、寄宿舎教諭免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、 適用しない。
- 6 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、当分の間、 新法第三条第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭となることができる。 (他の法律の一部改正)
- 7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 別表第六第二号の表中

Γ	教諭 養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	J
ŧ	<u> </u>		
Γ	教諭		
	養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	
	寄宿舎教諭		L

に改める。

8 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように 改正する。

第一条中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を加え、「寮母」を「寄宿舎助教諭」 に改める。

- 9 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。第二条第二項中「養護助教諭」の下に「、寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。
- 10 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

11 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

第十三条中「寮母」を「寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

12 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年 法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

第二十条を削り、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。 (寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭の数)

- 第十九条 寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭(以下「寄宿舎教諭等」という。)の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が十に達しない場合にあつては、十)を合算した数とする。
 - 一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)の数に五分 の一を乗じて得た数
 - 二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た 数

第二十二条の二中「養護教諭等」の下に「、寄宿舎教諭等」を加え、「、寮母」を削る。

13 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、実習助手及び寮母」を「及び実習助手」に改める。

14 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、実習助手及び寮母」を「及び実習助手」に改める。

理由

盲学校、聾学校及び養護学校の寮母によつて行われている職務の重要性にかんがみ、その職務を一定の資格を有する寄宿舎教諭に行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。